

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 豊島区収納対策本部 第2回私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催日時		令和4年7月4日(月) 15時30分～16時04分
開催場所		本庁舎511会議室
議 題		1. 私債権等管理支援事業の進捗について 2. 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて 3. 第1回 収納対策本部の資料について
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
出席者	委 員	会計管理室長(部会長・会計課長)、子ども家庭部長(副部会長)、収納推進担当課長(事務局)、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課庶務担当係長(代理出席)、住宅課長
	そ の 他	区民部長、国民健康保険課長
	事 務 局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		資料1 私債権等管理支援事業の進捗について 参考資料1 私債権等管理支援事業について 資料2-1 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて 参考資料2 私債権等の徴収停止及び債権放棄の具体化について(案) 参考資料3 弁護士報告書(徴収停止・債権放棄) 資料2-2 国外に出国済みの債務者の対応について 参考資料4 弁護士報告書(国外出国者) 資料3-1 令和3年度 私債権等管理支援事業の実績について 資料3-2 債権別収入未済額及び不納欠損額 資料3-3 私債権等の所管課一覧 資料3-4 令和4年度 私債権等管理支援事業の進捗について

審 議 経 過

案件 1：私債権等管理支援事業の進捗について

(1) 案件の説明

資料 1 私債権等管理支援事業の進捗について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

目標件数に向けて、国民健康保険課、生活福祉課、西部生活福祉課は引き続き協力をお願いしたい。子育て支援課、住宅課も少数でも債権管理の個別相談を行っていたかどうかをお願いしたい。

(3) 結論

私債権等管理支援事業の進捗について一同了承。

案件 2：私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて

(1) 案件の説明

資料 2-1 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて、参考資料 2 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の具体化について（案）、資料 2-2 国外に出国済みの債務者の対応について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

現在の豊島区債権管理方針では徴収停止の金額が、債務者の住所により、1 万円未満、2 万円未満、3 万円未満と本当に少額に設定されているため、何とか範囲を拡大できないか令和 3 年度に部会で検討し、弁護士費用を根拠に 10 万円以下なら徴収停止が可能という改正案を提示した。委託先の弁護士に改正案を確認したところ、弁護士費用を根拠にするのは問題になる可能性があるという回答をもらったため、弁護士費用を含めずに取立てに要する費用を算出し、債権金額を上回れば徴収停止ができるという内容に修正したものが今回の提案である。目安としては 5 万円程度である。7 月末の第 1 回本部ではなく、1 月の第 2 回本部に豊島区債権管理方針の改正を提案できるように、もう少し内容を検討していきたいと考えている。

債権放棄についても、対象者を生活保護受給者だけでなく、その範囲を拡大し、生活保護基準の 1.2 倍程度にする改正案を提示していたが、同様に弁護士から問題点の指摘があったため、これについては取り下げる方向で考えている。

徴収停止及び債権放棄について、各所管課が不納欠損に持っていきやすくできないか模索してみたが、なかなか難しいという現状である。

【西部生活福祉課長】

仕方がないと思うが、不納欠損にできる債権が結構減ってしまうかもしれない。

【区民部長】

徴収停止の取立てに要する費用について、催告書の郵送料、訪問催告の出張費用は1回だけ実施する想定か。それとも複数回分の費用で考えていいのか。

【事務局】

実費になるので、複数回行う前提であれば、その費用になると思うが、基本的には1回という考えではないか。

【会計管理室長（部会長）】

明確な回答ができるように、もう少し内容を検討していきたい。

国外に出国済みの債務者の対応について、国民健康保険課が頭を悩ませている問題である。徴収停止や債権放棄が可能なのか、引き続き検討を行うこととする。

(3) 結論

私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて一同了承。

案件3：第1回 収納対策本部の資料について

(1) 案件の説明

資料 3-1 令和3年度私債権等管理支援事業の実績について、資料 3-2 債権別収入未済額及び不納欠損額、資料 3-3 私債権等の所管課一覧、資料 3-4 令和4年度私債権等管理支援事業の進捗について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

徴収停止及び債権放棄機銃の見直しについては、現在検討中のため、私債権等管理支援事業の令和3年度の実績、令和4年度の進捗等についての報告のみとなる。

(3) 結論

第1回 収納対策本部の資料について一同了承。

【収納推進担当課長（事務局）】

今後のスケジュールについて。7/29に第1回収納対策本部、10月下旬に第3回部会を開催予定である。

【会計管理室長（部会長）】

8月頃までの債権管理支援の実績を見て、令和5年度も事業を継続するのか、継続する場合は件数等の規模について検討したいと考えている。部会長と事務局で協議し、部会に提示する予定である。

以上をもって第2回私債権検討部会を終了する。